

広島県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十七号

広島県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

広島県農業協同組合法施行細則（平成十八年広島県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第三条の五第一項」を「第三十二条第一項」に改める。

第三条第一項第一号中「第十条第二十項」を「第十八項」に改め、同項第四号中「第十一条の四第一項」を「第十一条の八第一項」に改め、同項第五号中「第十一条の五」を「第十一条の九」に改め、同項第六号中「第十一条の七第一項」を「第十一条の十七第一項」に改め、同項第七号中「第十一条の七第四項」を「第十一条の十七第四項」に改め、同項第八号中「第十一条の二十三第一項」を「第十一条の四十二第一項」に改め、「又は廃止」を削り、同項第四十五号中「第二百三十二条第二項」の下に「又は第三項」を加え、「貯金等の状況に係る報告書」を「決算速報等」に改め、同号を同項第五十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十七 第二十七号省令第二百三十二条第五項の規定による事業計画書等の提出延期の承認の申請 別記様式第四十六号の二による申請書

第三条第一項中第四十四号を第五十五号とし、第四十三号を第五十四号とし、第四十二号を第五十三号とし、同号の前に次の一号を加える。

五十二 第二十七号省令第七十六条の二第一項第三号イ又は同条第二項第三号イの規定による承認の申請 別記様式第四十二号の二による申請書

第三条第一項中第四十一号を第五十一号とし、第四十号を第五十号とし、同項第三十九号中「第三条の五第五項」を「第三十二条第五項」に改め、同号を同項第四十九号とし、同項第三十八号中「第九十七条の二第十二号」を「第九十七条第十二号」に改め、同号を同項第四十八号とし、同項第三十七号中「第九十七条の二第三号」を「第九十七条第三号」に改め、同号を同項第四十七号とし、同項第三十六号中「第九十七条の二第一号」を「第九十七条第一号」に改め、同号を同項第四十六号とし、同項第三十五号を第四十五号とし、第三十四号を第四十四号とし、同号の前に次の五号を加える。

三十九 法第七十条の三第三項の規定による新設分割の認可の申請 別記様式第三十四号の二による申請書

四十 法第七十三条の十（法第八十条において準用する場合を含む。）の規定による組合の組織変更の届出 別記様式第三十四号の三による届出書

四十一 法第八十四条第一項の規定による消費生活協同組合への組織変更の認可の申請 別記様式第三十四号の四による申請書

四十二 法第八十九条第一項の規定による医療法人への組織変更の認可の申請 別記様式

第三十四号の五による申請書

四十三 法第九十条第一項の規定による社会医療法人の認定の申請 別記様式第三十四号の六による申請書

第三条第一項中第三十三号を第三十八号とし、第三十二号を第三十七号とし、同号の前に次の二号を加える。

三十五 法第六十四条の二第一項の規定による事業を廃止していない旨の届出 別記様式第三十一号の二による届出書

三十六 法第六十四条の三第三項の規定による解散後の組合の継続の届出 別記様式第三十一号の三による届出書

第三条第一項第三十一号中「又は第七項」を「第五項又は第八項」に改め、同号を同項第三十四号とし、同項第三十号を同項第三十三号とし、同項第二十九号中「第六十四条第三項」を削り、同号を同項第三十二号とし、同項中第二十八号を第三十一号とし、第二十一号から第二十七号までを三号ずつ繰り下げ、同項第二十号中「第十一条の四十六第二項」を「第十一条の六十五第二項」に改め、同号を同項第二十三号とし、同号の前に次の一号を加える。

二十二 法第十一条の五十一第四項の規定による農業経営規程の変更又は廃止の届出 別記様式第十九号の二による届出書

第三条第一項第十九号中「第十一条の三十二第一項」を「第十一条の五十一第一項」に改め、「又は廃止」を削り、同号を同項第二十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

二十 法第十一条の四十八第四項の規定による宅地等供給事業実施規程の変更又は廃止の届出 別記様式第十八号の二による届出書

第三条第一項第十八号中「第十一条の二十九第一項」を「第十一条の四十八第一項」に改め、「又は廃止」を削り、同号を同項第十九号とし、同項第十七号中「第十一条の二十六」を「第十一条の四十五」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十六号中「第十一条の二十六」を「第十一条の四十五」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十四号中「第十一条の二十六」を「第十一条の四十五」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十二号中「第十一条の二十六」を「第十一条の四十五」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十号中「第十一条の二十六」を「第十一条の四十五」に改め、同号を同項第九号中「第十一条の二十六」を「第十一条の四十五」に改め、同号を同項第十号とし、同号の前に次の一号を加える。

九 法第十一条の四十二第四項の規定による信託規程の変更又は廃止の届出 別記様式第八号の二による届出書

第三条第二項第一号中「第七十二条の十三第二項」を「第七十二条の二十九第二項」に改

め、同項第二号中「第七十二条の十六第四項」を「第七十二条の三十二第四項」に改め、同項第三号中「第七十二条の十七第二項」を「第七十二条の三十四第二項」に改め、同項第四号中「第七十二条の十八第三項」を「第七十二条の三十五第三項」に改め、同項第五号中「第七十二条の二十二の六」を「第七十二条の二十二」に改め、同項第六号中「第七十二条の十八の十」を「第七十二条の四十四」に改め、同項第七号中「第七十三条の十二」を「第七十三条の十（法第八十条において準用する場合を含む。）」に、「出資農事組合法人」を「農事組合法人」に改め、同号を同項第九号とし、同号の前に次の二号を加える。

七 法第七十三条第四項において準用する同法第六十四条の二第一項の規定による事業を廃止していない旨の届出 別記様式第五十二号の二による届出書

八 法第七十三条第四項において準用する同法第六十四条の三第三項の規定による解散後
の農事組合法人の継続の届出 別記様式第五十二号の三による届出書

第四条中「第十条第二十一項」を「第十条第十八項」に改める。

第五条中「第十一条の四第一項」を「第十一条の八第一項」に改める。

第六条中「第十一条の五」を「第十一条の九」に改める。

別記様式第一号中「第10条第20項」を「第10条第18項」に、「議決」を「決議」に改める。

別記様式第二号中「議決」を「決議」に改める。

別記様式第四号中「第11条の4第1項」を「第11条の8第1項」に、「議決」を「決議」に改める。

別記様式第五号中「第11条の5」を「第11条の9」に、「議決」を「決議」に改める。

別記様式第六号中「第11条の5第1項（第3項）」を「第11条の17第1項（第3項）」に、「議決」を「決議」に改める。

別記様式第七号中「第11条の7第4項」を「第11条の17第4項」に改める。

別記様式第八号を次のように改める。

様式第8号（第3条関係）

信託規程設定（変更）承認申請書

年 月 日

広島県知事 様

住 所

名 称

代表者氏名



農業協同組合法第11条の42第1項（第3項）の規定により、信託規程の設定（変更）の承認を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

添付書類

1 設定する場合

- (1) 設定しようとする信託規程
- (2) 理由書
- (3) 信託事業計画書

2 変更する場合

- (1) 変更しようとする信託規程の新旧対照表
- (2) 理由書

3 1及び2に共通して提出する書類

設定又は変更を行うことについての決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本又は抄本

注 1 不用の文字は消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第八号の次に次の一様式を加える。

様式第8号の2 (第3条関係)

信託規程変更(廃止)届出書

年 月 日

広島県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

㊟

信託規程を変更(廃止)したので、農業協同組合法第11条の42第4項の規定により、次の書類を添えて届け出ます。

決議機関の議決状況

- 1 決議機関名 総会 ・ 総代会
- 2 開催日 年 月 日
- 3 議決状況

組合員数 (総定数)	出席者数				賛成者数			
	本人	書面	代理人	計	本人	書面	代理人	計
人	人	人	人	人	人	人	人	人

添付書類

- 1 変更する場合
 - (1) 変更しようとする信託規程の新旧対照表
 - (2) 理由書
- 2 廃止する場合
 - (1) 廃止前の信託規程
 - (2) 理由書
 - (3) 廃止に伴う当該事業に係る財産の処理方針等を記載した書類

- 注 1 不用の文字は消すこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第九号から別記様式第十七号までの様式中「第11条の26」を「第11条の45」に改める。

別記様式第十八号を次のように改める。

様式第18号（第3条関係）

宅地等供給事業実施規程設定（変更）承認申請書

年 月 日

広島県知事 様

住 所

名 称

代表者氏名

㊟

農業協同組合法第11条の48第1項（第3項）の規定により、宅地等供給事業実施規程の設定（変更）の承認を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

添付書類

1 設定する場合

- (1) 設定しようとする宅地等供給事業実施規程
- (2) 理由書
- (3) 宅地等供給事業実施計画書

2 変更する場合

- (1) 変更しようとする宅地等供給事業実施規程の新旧対照表
- (2) 理由書

3 1及び2に共通して提出する書類

設定又は変更を行うことについての決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本又は抄本

注 1 不用の文字は消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第十八号の次に次の一様式を加える。

様式第18号の2 (第3条関係)

宅地等供給事業実施規程変更(廃止)届出書

年 月 日

広島県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

㊟

宅地等供給事業実施規程を変更(廃止)したので、農業協同組合法第11条の48第4項の規定により、次の書類を添えて届け出ます。

決議機関の議決状況

- 1 決議機関名 総会 ・ 総代会
- 2 開催日 年 月 日
- 3 議決状況

組合員数 (総定数)	出席者数				賛成者数			
	本人	書面	代理人	計	本人	書面	代理人	計
人	人	人	人	人	人	人	人	人

添付書類

- 1 変更する場合
 - (1) 変更しようとする宅地等供給事業実施規程の新旧対照表
 - (2) 理由書
- 2 廃止する場合
 - (1) 廃止前の宅地等供給事業実施規程
 - (2) 理由書
 - (3) 廃止に伴う当該事業に係る財産の処理方針等を記載した書類

- 注 1 不用の文字は消すこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第十九号を次のように改める。

様式第19号（第3条関係）

農業経営規程設定（変更）承認申請書

年 月 日

広島県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

㊟

農業協同組合法第11条の51第1項（第3項）の規定により、農業経営規程の設定（変更）の承認を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

添付書類

1 設定する場合

- (1) 設定しようとする農業経営規程
- (2) 理由書
- (3) 農業経営事業計画書
- (4) 次のいずれかの書類

ア 農業協同組合法第11条の50第3項又は第4項の規定による組合員又は会員の同意を得たことを証する書類

イ 農業協同組合法第11条の50第5項に規定する農業協同組合の場合にあっては、同条第6項の規定による決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本又は抄本、同条第7項の規定による公告又は通知をしたことを証する書類及び同条第8項の規定による総組合員の6分の1以上の組合員の反対の意思が無いことを証する書類

- (5) 農業協同組合連合会の場合にあっては、農業協同組合法第11条の50第9項の規定による決議を行った組合の総会（総代会）の議事録の謄本又は抄本

2 変更する場合

- (1) 変更しようとする農業経営規程の新旧対照表
- (2) 理由書
- (3) 変更後の農業経営事業計画書
- (4) 次のいずれかの書類

ア 農業協同組合法第11条の50第3項又は第4項の規定による組合員又は会員の同意を得たことを証する書類

イ 農業協同組合法第11条の50第5項に規定する農業協同組合の場合にあっては、同条第6項の規定による決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本又は抄本、同条第7項の規定による公告又は通知をしたことを証する書類及び同条第8項の規定による総組合員の6分の1以上の組合員の反対の意思が無いことを証する書類

- (5) 農業協同組合連合会の場合にあっては、農業協同組合法第11条の50第9項の規定による決議を行った組合の総会（総代会）の議事録の謄本又は抄本

3 1及び2に共通して提出する書類

設定又は変更を行うことについての決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本又は抄本

注 1 不用の文字は消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第十九号の次に次の一様式を加える。

様式第19号の2 (第3条関係)

農業経営規程変更(廃止)届出書

年 月 日

広島県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名



農業経営規程を変更(廃止)したので、農業協同組合法第11条の51第4項の規定により、次の書類を添えて届け出ます。

決議機関の議決状況

- 1 決議機関名 総会 ・ 総代会
- 2 開催日 年 月 日
- 3 議決状況

組合員数 (総定数)	出席者数				賛成者数			
	本人	書面	代理人	計	本人	書面	代理人	計
人	人	人	人	人	人	人	人	人

添付書類

- 1 変更する場合
 - (1) 変更しようとする農業経営規程の新旧対照表
 - (2) 理由書
- 2 廃止する場合
 - (1) 廃止前の農業経営規程
 - (2) 理由書
 - (3) 廃止に伴う当該事業に係る財産の処理方針等を記載した書類

- 注 1 不用の文字は消すこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

「第11条の46第2項」や「第11条の65第2項」及び「議決を」や「議決を」に於ける。

「(1) 財産目録及び貸借対照表」や「(1) 農業協同組合法第49条第2項第2号の規定による計算書類」及び「議決」や「決議」に於ける。

「10 農業協同組合連合会が、その地区を地区とする他の農業協同組合連合会が現に行っている事業を新たに行おうとする定款の変更の場合にあつては、農業協同組合法第46条の2の規定による議決を行った会員である組合の總會等の議事録の謄本又は抄本」

に於ける。

「議決」や「決議」に於ける。

「同意書綴り」や「同意書一式」及び「第30条第11項ただし書」

「第30条第11項ただし書及び第12項」

「(3) 役員に経営管理委員を選出した場合にあつては、経営管理委員が農業協同組合法第30条の2第3項ただし書に規定する資格を有することを証する書類」

「(3) 役員に経営管理委員を選出した場合にあつては、経営管理委員が農業協同組合法第30条の2第4項に規定する資格を有することを証する書類
(4) 役員に経営管理委員を選出した場合にあつては、理事が農業協同組合法第30条の2第7項に規定する資格を有することを証する書類」

「議決」や「決議」に於ける。

「第64条第3項」及び「・解散」に於ける。

「解散決議認可申請書」や「解散決議認可申請書」及び「解散の議決」や「解散の決議」及び「解散又は合併議決の内容」や「解散決議の内容」及び「議決内容通知」や「決議内容通知」に於ける。

別記様式第三十一号を次のように改める。

様式第31号（第3条関係）

解散届出書

年 月 日

広島県知事 様

住 所

名 称

代表者氏名

㊦

農業協同組合法第64条第1項第1号（第5項・第7項第3号）の規定により解散したので、次の書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 解散の理由及び経過概要を記載した書類
- 2 農業協同組合法第64条第1項第1号の規定により解散した組合（信用事業又は共済事業実施組合を除く）にあつては、次に掲げる書類
 - (1) 解散の決議を行った組合の総会（総代会）の議事録の謄本
 - (2) 解散の登記に係る登記事項証明書
 - (3) 農業協同組合法第48条の2第1項の規定により組合員に解散決議の内容を通知した場合にあつては、当該決議内容通知の謄本
 - (4) 農業協同組合法第48条の2第2項の規定により総会の招集があつた場合にあつては、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録の謄本
- 3 農業協同組合法第64条第5項の規定により解散した農業協同組合にあつては、組合員が15人未満となった年月日及び当該年月日における組合員の名簿
- 4 農業協同組合法第64条第7項第3号に該当する農業協同組合連合会にあつては、会員が1人になった年月日及び当該年月日における会員名簿
- 5 財産目録及び貸借対照表（非出資組合にあつては、財産目録）

注 1 不用の文字は消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第三十一号の次に次の二様式を加える。

様式第31号の2（第3条関係）

事業を廃止していない旨の届出書

年 月 日

広島県知事 様

主たる事務所

名 称

代表理事住所

代表理事氏名

印

(代理人によって届出をする場合にあつては、
代理人の氏名及び住所を併記し押印すること)

農業協同組合法第64条の2第1項の規定により、次の書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 まだ事業を廃止していない状況を記載した書類又は事業を継続していることを証する書類
- 2 代理人によって届出をする場合にあつては、その権限を証する書面
- 3 この届出書又は2の書面に、組合等登記令（昭和39年政令第29号）第25条において準用する商業登記法（昭和38年法律第125号）第20条第1項の規定により提出した代表理事の印鑑を用いない場合にあつては、農業協同組合法第64条の2第2項の規定による通知に係る書面

- 注 1 不用の文字は消すこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第31号の3（第3条関係）

組合継続届出書

年 月 日

広島県知事 様

住 所

名 称

代表者氏名



農業協同組合法第64条の3第3項の規定により，組合の継続について，次の書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 組合の継続を決議した総会の議事録の謄本
- 2 継続の登記に係る登記事項証明書

注 用紙の大きさは，日本工業規格A列4とする。

別記様式第三十二号を次のように改める。

様式第32号（第3条関係）

合併認可申請書（新設合併）

年 月 日

広島県知事 様

新設する農業協同組合（農業協同組合連合会） 住所
名称
設立委員 住所
氏名

㊞

〔以下、設立委員のそれぞれについて連記する。〕

次の農業協同組合（農業協同組合連合会）の合併の認可を受けたいので、農業協同組合法第65条第2項の規定により、次の書類を添えて申請します。

住所
名称

〔以下、合併する農業協同組合（農業協同組合連合会）のそれぞれについて連記する。〕

添付書類

- 1 理由書
- 2 合併の決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本
- 3 合併に関する契約書及び覚書の謄本
- 4 農業協同組合法第65条第4項において準用する同法第49条第2項の規定に基づく財産目録又は計算書類
- 5 農業協同組合法第65条第4項において準用する同法第49条第1項及び第2項の規定による手続を経たことを証する書類
- 6 農業協同組合法第65条第4項において準用する同法第50条第2項の規定による手続を行ったときは、そのことを証する書類若しくは債権者を害するおそれがないことを証する書類又は債権者が異議を述べなかつたことを証する書類
- 7 総代会で合併を決議した組合にあっては、農業協同組合法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類
- 8 農業協同組合法第48条の2第2項の規定による総会の招集があつた場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録の謄本
- 9 合併により設立される組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書（合併及び合併後の事業運営についての基本方針に関する事項、施設の総合整備に関する事項並びに合併の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むもの）、組合員数（農業協同組合連合会にあっては会員数）、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書（農業協同組合法第30条第11項及び第12項に規定する資格を有することが分かるもの）及び事務所の位置を記載した書類
- 10 農業協同組合法第66条の規定により選任された設立委員であることの証明書及び設立委員会の議事録の謄本
- 11 合併の経過を記載した書類
- 12 農業協同組合法第10条第1項第3号の事業を行う組合にあっては、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第57条第1項各号に掲げる書類

注 1 不用の文字は消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第三十三号を次のように改める。

様式第33号（第3条関係）

合併認可申請書（吸収合併）

年 月 日

広島県知事 様

合併後存続する農業協同組合（農業協同組合連合会）	住 所	
	名 称	
	代表者氏名	㊟
合併により解散する農業協同組合（農業協同組合連合会）	住 所	
	名 称	
	代表者氏名	㊟

〔以下、合併により解散する農業協同組合（農業協同組合連合会）のそれぞれについて連記する。〕

農業協同組合法第65条第2項の規定により、合併の認可を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 理由書
- 2 合併の決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本（農業協同組合法第65条の2第1項に規定する合併の場合にあっては、理事会の議事録（経営管理委員会を置く組合にあっては、経営管理委員会の議事録）の謄本とする。）
- 3 合併に関する契約書及び覚書の謄本
- 4 農業協同組合法第65条第4項において準用する同法第49条第2項の規定に基づく財産目録又は計算書類
- 5 農業協同組合法第65条第4項において準用する同法第49条第1項及び第2項に規定する手続を経たことを証する書類
- 6 農業協同組合法第65条第4項において準用する同法第50条第2項の規定による手続を行ったときは、そのことを証する書類若しくは債権者を害するおそれがないことを証する書類又は債権者が異議を述べなかったことを証する書類
- 7 総代会で合併を決議した組合にあっては、農業協同組合法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類
- 8 農業協同組合法第48条の2第2項の規定に基づく総会の招集があった場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録の謄本
- 9 合併後存続する組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書（合併及び合併後の事業運営についての基本方針に関する事項、施設の総合整備に関する事項並びに合併の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むもの）、組合員数（農業協同組合連合会にあっては会員数）、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書（農業協同組合法第30条第11項及び第12項に規定する資格を有することが分かるもの）及び事務所の位置を記載した書類
- 10 合併の経過を記載した書類
- 11 農業協同組合法第10条第1項第3号の事業を行う組合にあっては、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第57条第1項各号に掲げる書類
- 12 農業協同組合法第65条の2第1項に規定する合併の場合にあっては、同項に該当すること及び同条第4項に該当しないことを証する書類

- 注 1 不用の文字は消すこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

「 10 出資組合にあっては、次に掲げる書類

(1) 承継により消滅する農業協同組合連合会及び承継する組合の財産目録及び貸借対照表

(2) 農業協同組合法第70条第2項において準用する同法第65条第4項において準用する同法第49条第1項及び第2項の規定による手続を経たことを証する書類

(3) 農業協同組合法第70条第2項において準用する同法第65条第4項において準用する同法第50条第2項の規定による手続を行ったときは、そのことを証する書類若しくは債権者を害するおそれがないことを証する書類又は債権者が異議を述べなかつたことを証する書類

や

11 非出資組合にあっては、財産目録

12 権利義務の承継を行うことについての議決を行った総会（総代会）の議事録の謄本

」

「 10 承継により消滅する農業協同組合連合会及び承継する組合の財産目録又は計算書類

11 農業協同組合法第70条第2項において準用する同法第65条第4項において準用する同法第49条第1項及び第2項の規定による手続を経たことを証する書類

12 農業協同組合法第70条第2項において準用する同法第65条第4項において準用する同法第50条第2項の規定による手続を行ったときは、そのことを証する書類若しくは債権者を害するおそれがないことを証する書類又は債権者が異議を述べなかつたことを証する書類

り

13 権利義務の承継を行うことについての決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本

」

おめ、回継ぎの次に次の五條を改正する。

様式第34号の2（第3条関係）

新設分割認可申請書

年 月 日

広島県知事 様

設立委員 住 所

代表者氏名



農業協同組合の新設分割の認可を受けたいので、農業協同組合法第70条の3第3項の規定により、次の書類を添えて申請します。

- 1 新設分割設立組合の住所及び名称
- 2 新設分割組合の住所及び名称

添付書類

- 1 新設分割の理由及び経過を記載した書類
- 2 新設分割計画（謄本）
- 3 新設分割計画を承認した総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本
- 4 農業協同組合法第70条の3第5項において準用する同法第49条第2項第2号の計算書類
- 5 農業協同組合法第70条の3第5項において準用する同法第49条第2項及び第3項の規定による手続を経たことを証する書類
- 6 農業協同組合法第70条の3第5項において準用する同法第50条第2項の規定による手続を行ったときは、そのことを証する書類若しくは債権者を害するおそれがないことを証する書類又は債権者が異議を述べなかったことを証する書類
- 7 総代会で新設分割計画を承認した組合にあっては、農業協同組合法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類
- 8 農業協同組合法第48条の2第2項の規定による総会の招集があった場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録の謄本
- 9 農業協同組合法第70条の4の手続を執る組合にあっては、同条第1項の要件を満たすこと、同条第3項の手続を行い、かつ、同条第4項に定める基準以上の反対の意思の通知がなかったことを証する書類
- 10 新設分割設立組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書（新設分割並びに新設分割設立組合及び新設分割後の新設分割組合の事業経営についての基本方針に関する事項並びに新設分割の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むもの）、組合員（会員）数及び出資の総口数及び総額を記載した書類
- 11 新設分割設立組合の役員に関する書類
 - (1) 農業協同組合法第70条の3第5項において準用する同法第66条の規定により選任された設立委員であることの証明書及び設立委員会議事録の謄本
 - (2) 理事が農業協同組合法第30条第11項ただし書及び第12項に規定する資格を有することを証する書類
 - (3) 役員に経営管理委員を選出した場合にあっては、経営管理委員が農業協同組合法第30条の2第4項に規定する資格を有すること及び理事が農業協同組合法第30条の2第7項に規定する資格を有することを証する書類
- 12 農業協同組合法施行規則第209条の2に掲げる書類（上記により添付したものを除く。）
- 13 新設分割後に他の法人形態への組織変更を計画している場合にあっては、当該組織変更の概要（組織変更後の法人形態、事業、組織変更の時期等を記載したもの）

- 注 1 不用の文字は消すこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第34号の3（第3条関係）

組合組織変更届出書

年 月 日

広島県知事 様

住 所

名 称

代表者氏名



組合の組織を変更したので、農業協同組合法第73条の10（同法第80条において準用する場合を含む。）の規定により、次の書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 組織変更計画
- 2 登記事項証明書
- 3 変更の決議を行った総会の議事録の謄本

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第34号の4（第3条関係）

消費生活協同組合への組織変更認可申請書

年 月 日

広島県知事 様

住 所

名 称

代表者氏名



農業協同組合法第84条第1項の規定により、消費生活協同組合への組織変更の認可を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 理由書
- 2 組織変更後消費生活協同組合の定款
- 3 組織変更計画の内容を記載した書面又はその謄本
- 4 組織変更後消費生活協同組合の事業計画書
- 5 組織変更後消費生活協同組合の収支予算書
- 6 組織変更計画を承認した総会又は総代会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面
- 7 農業協同組合法第86条において準用する同法第48条の2第2項の規定に基づく総会の招集があった場合には、当該総会までの経過を記載した書面及び当該総会の議事録又はその謄本
- 8 最終事業年度に係る貸借対照表
- 9 農業協同組合法第86条において読み替えて準用する同法第49条第2項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第86条において準用する同法第50条第2項の規定により当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
- 10 組織変更後消費生活協同組合の役員 of 住所及び履歴書
- 11 その他参考となるべき事項を記載した書面

注 1 不用の文字は消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第34号の5（第3条関係）

医療法人への組織変更認可申請書

年 月 日

広島県知事 様

住 所

名 称

代表者氏名



農業協同組合法第89条第1項の規定により、組織変更の認可を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 理由書
- 2 組織変更後医療法人の定款
- 3 組織変更計画の内容を記載した書面又はその謄本
- 4 組織変更後医療法人の組織変更後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- 5 組織変更計画について総組合員又は総会員の同意を得たことを証する書面
- 6 最終事業年度に係る財産目録又は貸借対照表
- 7 農業協同組合法第92条において読み替えて準用する同法第49条第2項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第92条において準用する同法第50条第2項の規定により当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
- 8 不動産その他の重要な財産の権利の所属についての登記所、銀行等の証明書類
- 9 組織変更後医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類
- 10 組織変更後医療法人が医療法（昭和23年法律第205号）第42条第4号又は第5号に掲げる業務を行う場合にあつては、当該業務に係る施設の職員、敷地及び建物の構造設備の概要並びに運営方法を記載した書類
- 11 組織変更後医療法人の役員の就任承諾書及び履歴書
- 12 組織変更後医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面
- 13 その他参考となるべき事項を記載した書面

注 1 不用の文字は消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第34号の6（第3条関係）

社会医療法人に係る認定申請書

年 月 日

広島県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名



農業協同組合法第90条第1項の規定により、社会医療法人に係る認定を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

- 1 当該医療法人が行っている業務（県が作成する医療計画に記載されたものに限る。）
 - (1) 救急医療
 - (2) 災害時における医療
 - (3) へき地の医療
 - (4) 周産期医療
 - (5) 小児医療（小児救急医療を含む。）
 - (6) (1) から (5) までに掲げるもののほか、知事が県における疾病の発生の状況等に照らして特に必要と認める医療

- 2 1の業務を行っている病院又は診療所の名称及び所在地

名 称	所 在 地	該当する業務

添付書類

- 1 定款
- 2 医療法（昭和23年法律第205号）第42条の2第1項第5号の厚生労働大臣が定める基準に係る会計年度について同号の要件に該当する旨を説明する書類
- 3 医療法第42条の2第1項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類

- 注 1 1の当該医療法人が行っている業務については、該当する業務全ての項目番号に○印をつけること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第三十六号中

「総会（総代会）議決取消
請求書」を
「総会（総代会）決議取消
請求書」に
選挙（当選）取消
」を
選挙（当選）取消
」

「総会（総代会）の議決
の取消し」を
「総会（総代会）の決議
の取消し」に
選挙（当選）
」に
選挙（当選）
」

別記様式第三十七号中 「第97条の2」や「第97条」に
あつた。

別記様式第三十八号中 「第97条の2の規定により」や「第97条の規定により」に
「第97条の2第3号」や「第97条第3号」に
「議決」や「決議」に
「第97条の2第4号」や「第97条第4号」に
あつた。

別記様式第三十九号中 「農業協同組合法第97条の2第12号に該当する旨の届出書」や「農業協同組合法第97条第12号に該当する旨の届出書」に
「第97条の2の規定により」や「第97条の規定により」に
あつた。

別記様式第四十号中 「第3条の5第5項」や「第32条第5項」に
「議決」や「決議」に
あつた。

別記様式第四十一号中 「第3条の4等」や「第31条等」に
「議決」や「決議」に
あつた。
同様式の次に次の様式を加へた。

様式第42号の2（第3条関係）

理事（経営管理委員）の定数のうち認定農業者等の割合に係る承認申請書

年 月 日

広島県知事 様

住 所

名 称

代表者氏名



農業協同組合法施行規則第76条の2第1項第3号イ（第2項第3号イ）の承認を受けた
いので、次の書類を添えて申請します。

- 1 理事（経営管理委員）の定数
- 2 1の定数のうち農業協同組合法第30条第12項各号（第1号）に掲げる者又は認定農業者
者に準ずる者の割合として承認を受けようとする割合

添付書類

- 1 正組合員である認定農業者の数に関する調査の結果を記載した書面
- 2 理事の定数の過半数を農業協同組合法第30条第12項各号に掲げる者又は認定農業者
に準ずる者とする事とすれば理事の選挙又は選任に著しい困難を生ずることとなる
理由を記載した書面
- 3 経営管理委員の場合にあっては、当該委員の過半数を農業協同組合法第30条第12項
第1号に掲げる者又は認定農業者に準ずる者とする事とすれば経営管理委員の選挙
又は選任に著しい困難を生ずることとなる理由を記載した書面

注 1 不用の文字は消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第四十六号を次のように改める。

様式第46号（第3条関係）

決算速報等に係る届出書

年 月 日

広島県知事 様

住 所

名 称

代表者氏名

㊞

農業協同組合法施行規則第232条第2項又は第3項の規定により、決算速報等に係る書類を提出します。

添付書類

- 1 農業協同組合法第10条第1項第3号の事業を行う連合会にあつては、農業協同組合法施行規則第232条第2項各号に定める書類
- 2 農業協同組合法第10条第1項第10号の事業を行う連合会にあつては、農業協同組合法施行規則第232条第3項各号に定める書類

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第四十六号の次に次の一様式を加える。

様式第46号の2 (第3条関係)

事業計画書等提出延期承認申請書

年 月 日

広島県知事 様

住 所

名 称

代表者氏名

印

農業協同組合法施行規則第232条第6項の規定により、
の提出の延期を申請します。

事業計画書
年度の
決算速報等に係る資料

提出予定日 年 月 日

添付書類

理由書

- 注 1 不用の文字は消すこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第四十七号中「第72条の13第2項」を「第72条の29第2項」に、「議決」を「決議」に改める。

別記様式第四十八号中「第72条の16第4項」を「第72条の32第4項」に改める。

別記様式第四十九号中「総会の議決」を「総会の決議」に、「第72条の17第2項」を「第72条の34第2項」に、「総会議決」を「総会決議」に、「第72条の17第1項」を「第72条の34第1項」に改める。

別記様式第五十号中「第72条の18第3項」を「第72条の35第3項」に、「議決」を「決議」に改める。

別記様式第五十一号中「第72条の12の6」を「第72条の22」に改める。

別記様式第五十二号中「第72条の18の10」を「第72条の44」に改め、同様式の次に次の二の様式を加える。

様式第52号の2（第3条関係）

事業を廃止していない旨の届出書

年 月 日

広島県知事 様

主たる事務所

名 称

代表理事住所

代表理事氏名

㊞

(代理人によって届出をする場合にあつては、
代理人の氏名及び住所を併記し押印すること)

農業協同組合法第73条第4項において準用する同法第64条の2第1項の規定により、次の書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 まだ事業を廃止していない状況を記載した書類又は事業を継続していることを証する書類
- 2 代理人によって届出をする場合にあつては、その権限を証する書面
- 3 この届出書又は2の書面に、組合等登記令（昭和39年政令第29号）第25条において準用する商業登記法（昭和38年法律第125号）第20条第1項の規定により提出した代表理事の印鑑を用いない場合にあつては、農業協同組合法第64条の2第2項の規定による通知に係る書面

- 注 1 不用の文字は消すこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第52号の3（第3条関係）

農事組合法人継続届出書

年 月 日

広島県知事 様

住 所

名 称

代表者氏名



農業協同組合法第73条第4項において準用する同法第64条の3第3項の規定により、農事組合法人の継続について、次の書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 農事組合法人の継続を決議した総会の議事録の謄本
- 2 継続の登記に係る登記事項証明書

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第五十二号中「出資農事組合法人組織変更届出書」を「農事組合法人組織変更届出書」に、「出資農事組合法人の組織」を「農事組合法人の組織」に、「第73条の12」を「第73条の10（同法第80条において準用する場合を含む。）」に、「1 組織変更書」を「1 組織変更計画」に、「議決」を「決議」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の農業協同組合法施行細則による様式でしている申請その他の手続は、この規則による改正後の農業協同組合法施行細則による様式でした申請その他の手続とみなす。